



第5号様式(第7条関係)

一般廃棄物処理業許可証

許可番号第 20002 号

株式会社 住共クリエイトサービスセンター

代表取締役 村上 弘 様

新居浜市長 石川 勝 行



令和6年9月12日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

許可の年月日 令和6年 9月 26日

許可の有効年月日 令和8年 9月 25日

事務所及び事業場の所在地	新居浜市磯浦町16番5号 磯浦町乙366番18
事務所及び事業場の名称	株式会社 住共クリエイトサービスセンター
業 の 種 類	処分業（中間処理）
廃棄物の種類	ごみ
営業の区域	愛媛県内
積替え・保管の有無	有
許可の変更の状況	
条件	業務の実施に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、市の指令等を遵守すること。

## 一般廃棄物処理業(処分業)の許可に関する指示事項

- 1 一般廃棄物処理業許可証で、産業廃棄物を取扱ってはならない。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条・第7条参照)
- 2 許可された廃棄物の種類以外の廃棄物を取扱ってはならない。
- 3 一般廃棄物処理業許可証を他人に転貸又は譲渡してはならない。
- 4 一般廃棄物の処分に係る関係法令を遵守すること。
- 5 許可の更新手続きは、許可期間の満了前30日までに申請すること。
- 6 許可申請事項に変更が生じた場合は、必ず変更許可申請書を市長に提出すること。